

1 特定外来生物被害防止基本方針（変更案）

2 ※パブリックコメント版：現行基本方針からの修正箇所を見え消しで表示

3 第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

4 1 背景

5 2 課題認識

6 3 被害防止の基本的な方針

7 4 各主体の役割と連携

8 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

9 1 選定の前提

10 2 被害の判定の考え方

11 (1) 被害の判定

12 (2) 被害の判定に活用する知見の考え方

13 3 選定の際の考慮事項

14 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

15 (1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

16 (2) パブリック・コメント手続

17 (3) WTO通報手続

18 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

19 1 飼養等の許可の考え方

20 (1) 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合

21 (2) 飼養等の目的

22 (3) 特定飼養等施設の施設基準

23 (4) 許可条件

24 (5) 飼養等の方法

25 (6) その他

26 2 個体の処分

27 3 輸入の禁止

28 4 譲渡し等の禁止

29 5 放出等の許可の考え方

30 6 立入り等

31 (1) 許可者に対する立入り、指導等

32 (2) 許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等

33 第4 国及び地方公共団体等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項34 1 防除の原則35 2 防除の公示に関する事項

36 (1) 防除の主体及び公示の方法

37 (2) 防除を行う区域及び期間

38 (3) 防除の内容

- 39 ア 防除の目標
- 40 イ 防除の方法
- 41 ウ その他の主務省令で定める事項
- 42 (4) 防除の確認・認定
- 43 ~~3-2~~ 防除の実施に関する事項
- 44 (1) 緊急的な防除の実施
- 45 (2) 計画的な防除の実施
- 46 ア 協議及び検討の場の設置
- 47 イ 関係行政機関等との連携
- 48 ウ 土地所有者の占有者等との調整
- 49 エ モニタリングの実施
- 50 オ 実施体制の整備
- 51 (3) 防除の実施に当たっての留意事項
- 52 ~~-(4)-~~防除の確認・認定の基準
- 53 ~~4-3~~ その他
- 54 第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項
- 55 1 特定外来生物等が付着等し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査等又
- 56 は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等に係る事項
- 57 2 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等している輸入品等若しくは
- 58 当該輸入品等の所在する施設の移動の制限又は禁止に係る事項
- 59 (1) 移動の制限又は禁止の基本的な考え方
- 60 (2) 命令の手續及び基準
- 61 3 特定外来生物等が付着等し、又は混入している輸入品等、当該輸入品等の所在す
- 62 る土地若しくは施設の消毒又は当該輸入品若しくは当該施設廃棄に係る事項
- 63 (1) 消毒又は廃棄の基本的な考え方
- 64 (2) 命令の手續及び基準
- 65 ~~3-~~ (3) 命令の手續及び基準の設定に係る意見の聴取
- 66 ~~-(1)-~~ア 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取
- 67 ~~-(2)-~~イ パブリック・コメント手續
- 68 第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項
- 69 1 要緊急対処特定外来生物
- 70 (1) 選定に係る考え方
- 71 (2) 選定の前提
- 72 (3) 選定に係る意見の聴取
- 73 ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
- 74 イ パブリック・コメント手續
- 75 2 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等の検査等
- 76 に係る基本的な事項

77	<u>(1) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等又は土地若しくは施設の検査等に係る事項</u>
78	
79	<u>(2) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等若しくは施設の移動の制限又は禁止に係る事項</u>
80	
81	<u>(3) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等若しくは土地若しくは施設の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄に係る事項</u>
82	
83	<u>3 対処指針に係る事項</u>
84	第 <u>6-7</u> その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項
85	1 未判定外来生物
86	(1) 選定に係る考え方
87	(2) 選定の前提
88	(3) 選定に係る意見の聴取
89	ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
90	イ パブリック・コメント手続
91	ウ WTO通報手続
92	(4) 判定に係る届出事項の内容
93	(5) 判定の手続
94	(6) その他
95	2 種類名証明書の添付を要しない生物
96	(1) 選定に係る考え方
97	(2) 証明書の発行
98	3 科学的知見の充実
99	<u>4 国際協力の推進</u>
100	<u>5-4 国民の理解の増進</u>
101	<u>6-5 その他</u>
102	-(1)- 外来生物対策の総合的な推進
103	-(2)- (1) 非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方
104	-(3)- (2) 動物の取扱いに係る考え方
105	-(4)- (3) 経過措置の考え方
106	

107
108 特定外来生物被害防止基本方針（変更案）

109 (平成26令和 年 3月 18日閣議決定)

110
111
112 第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

113
114 1 背景

115 野生生物の分布は、地形、気候など様々な条件によって制限されている。こうした
116 制約条件の下に進化の過程が進行し、種が分化し、地域に固有の生物相が形成されて
117 きた。地域に固有の様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っている生態系
118 は、外部からの生物の導入 （意図的な導入又は非意図的な導入のいずれであるかを問
119 わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域（その生物が本来有する能力で移動で
120 きる範囲により定まる地域）外へ移動させること。導入の時期は問わない。） に対し
121 て脆弱な面を有している。特に島国で独特の生物相及び生態系が形成されている我が
122 国においては、このような面が典型的であることを踏まえて、我が国の生物多様性の
123 保全を図る必要がある。

124 近代以降、人間活動の発展に伴い人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他
125 地域から、本来その生物のが本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非
126 意図的に導入される生物が増加している。

127 このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種
128 等様々な用途に利用され、長い時間をかけての生活及び文化への浸透・共存や、産業
129 利用等、様々な積極的役割を果たしてきたものもある。一方、それまで存在しなかつ
130 た生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有してい
131 ない在来生物が捕食、駆逐されるなどにより、持ち込まれた地域の生物多様性が大き
132 く変質してしまう場合がある。そのような例が、我が国を始め世界各地で報告されて
133 おり、また、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見
134 られている。

135 導入によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定
136 まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、
137 変種を含む。）ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生
138 物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとな
139 る生物は一般的に（以下「外来種」生物という。）呼ばれ、このような生物による生
140 態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来種生物の問題
141 として認識されている。国際的にも生物多様性条約第8条（h）において、侵略的な
142 外来生物種への対応の必要性が位置付けられ、同条約の第6回締約国会議で採択され
143 た「生態系、生息地、種を脅かす外来種の予防、導入、影響緩和のための指針原則」
144 において、予防的な観点に立って、予防（侵入の防止）、早期発見及び早期対応（定

145 着の防止)並びに根絶、封じ込め及び被害の低減を図ることが重要であるとされている。
146

147 平成 17 年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関
148 する法律」(平成 16 年法律第 78 号。以下「本法」という。)では、海外から我が国に
149 導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を
150 「外来生物」とし、外来生物であって在来生物(我が国にその本来の生息地又は生育
151 地を有する生物をいう。以下同じ。)とその性質が異なることにより生態系、人の生
152 命・身体又は農林水産業に係る被害(以下「生態系等に係る被害」という。)を及ぼ
153 し、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」と定義した。さらに、平成 25
154 年 6 月に成立した「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一
155 部を改正する法律」(平成 25 年法律第 38 号。以下「平成 25 年改正法」という。)に
156 おいては、「外来生物」について、「その生物が交雑することにより生じた生物を含む。」
157 こととした。本法は、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止するこ
158 と等を目的としている。~~なお、この定義における「導入」は、人為による意図的又は~~
159 ~~非意図的な移動を意味している。~~

160 ~~またなお、本法の施行から 5 年以上が経過したことから、平成 24 年 5 月から中央~~
161 ~~環境審議会において、本法の施行状況等について検討が行われ、平成 24 年 12 月に同~~
162 ~~審議会より環境大臣及び農林水産大臣に対し、今後講ずべき必要な措置について意見~~
163 ~~具申がなされた。この意見具申を踏まえ、平成 25 年 6 月に「特定外来生物による生~~
164 ~~態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公布された。~~
165 ~~本平成 25 年改正法改正により、a) 当該外来生物が交雑することにより生じた生物~~
166 ~~を特定外来生物に指定できること上記のほか、b) 主務大臣の許可を受けて防除の~~
167 ~~推進に資する学術研究のための特定外来生物の放出等ができること、c) 特定外来生~~
168 ~~物が付着又は混入(以下「付着等」という。)しているおそれがある輸入品等の検査~~
169 ~~ができることや及び特定外来生物が付着等又は混入している輸入品等の消毒又は廃~~
170 ~~棄の命令ができること等が新たに規定された(以下この基本方針において「外来生物」~~
171 ~~とは、海外から我が国に導入されることにより本来の生息地又は生育地の外に存する~~
172 ~~こととなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む。)をいう。)~~

173 平成 25 年改正法の施行から 5 年以上が経過したことから、令和 3 年 8 月から中央
174 環境審議会において、本法の施行状況等について検討が行われ、令和 4 年 1 月に同審
175 議会より環境大臣及び農林水産大臣に対し、今後講ずべき必要な措置について答申が
176 なされた。この答申を踏まえ、令和 4 年 5 月に「特定外来生物による生態系等に係る
177 被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 42 号)が成立し、
178 公布された。本改正により、a) 特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重
179 大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがある
180 ため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除
181 その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの
182 について「要緊急対処特定外来生物」として指定できることとし、要緊急対処特定外

183 来生物が存在し、付着等している物品等の消毒又は廃棄を命ずることができること、
184 b) 政令で特定外来生物の種類を指定して、当分の間、一部の規制を適用除外にでき
185 ること、c) 定着した特定外来生物については、地域ごとに分布状況や被害の状況が
186 多様であること、地方公共団体による防除の実績が蓄積してきたこと等を踏まえ、地
187 域ごとに柔軟な対応がとれるよう、都道府県においては必要な措置を講じること、市
188 町村においては必要な措置を講じるよう努めることとし、国はこれらの対策を支援す
189 るなど、各主体の責務規定を創設するとともに、都道府県が行う防除について国の確
190 認手続を不要とすること等が新たに規定された。

191

192 2 課題認識

193 外来生物の中には、在来生物の捕食、採食、踏み付けによる自然植生への影響、競
194 合による在来生物の駆逐、土壌環境のかく乱、在来生物との交雑による遺伝的なか
195 乱等の生態系への被害、かみつき若しくは毒等による人の生命・身体への被害又は農
196 林水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある
197 ものがあり、このような外来生物への対策が必要となっている。

198 外来生物による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物が個体数を急激
199 に増加させることなどによりその影響がさらに更に大きくなる可能性がある。このた
200 め、そのような外来生物については我が国へ不必要に導入されることのないよう生物
201 多様性条約の考え方を踏まえて対応することが重要であり、飼養その他の取扱いに当
202 たっても、野外に遺棄又は逸出等をする事のないよう適切な管理が行われること必
203 要が重要である。

204 また、このような外来生物による被害又はそのおそれが新たに確認された場合には、
205 緊急に当該外来生物の防除の措置を講ずることが必要であり、既にまん延して被害を
206 及ぼしている外来生物については、計画的に防除を行うことが必要である。

207

208 3 被害防止の基本的な方針

209 生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物が問題を引き起
210 すのは、当該外来生物が意図的又は非意図的に野外へ遺棄又は逸出等されることに起
211 因している。このため、第一義的には野外への遺棄又は逸出等を予防することが重要
212 であり、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来
213 生物として指定し、国内における適正な管理が確保された者以外にはその飼養、栽培、
214 保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入を認めないものとする。

215 特に、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害
216 が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるものについては、その拡
217 散を防止するための措置を緊急に行う必要があることから、こうしたものを要緊急対
218 処特定外来生物として指定し、通関後も含めた物品や土地又は施設の検査、要緊急対
219 処特定外来生物の疑いがある生物が付着等している物品等又は施設の移動の制限又
220 は禁止の命令、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための

221 事業者がとるべき措置に関する指針の策定等を実施し、重点的に被害を防止する。

222 ~~また、~~特定外来生物に該当するか否かの知見がなく、被害を及ぼすおそれがあるも
223 のである疑いのある外来生物については、未判定外来生物としてに指定し、おそれが
224 あるか否かを判定するまで輸入制限を実施する。

225 ~~特定外来生物に指定されていない外来生物についても、被害に関する知見及び導
226 入・定着の状況の把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度
227 での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。~~

228

229 野外に遺棄又は逸出等した特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防
230 除することが被害を防止する上で効果が高い。特定外来生物を早期に発見し、早期に
231 対処するため、監視等に努めることとする。

232 既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度及び必要性に
233 応じて生態系からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の防除を計
234 画的かつ順応的に実施する。防除の実施に際しては、地域の生態系に悪影響を及ぼす
235 ことのないよう配慮する。

236 外来生物の中には様々な用途で利用され、例えば国土保全又は食料の安定供給に貢
237 献しているものもあり、特定外来生物としての規制を検討する際に、その役割につい
238 て考慮することが必要である。

239 特定外来生物による被害には、我が国への導入から被害発生までの間には様々な
240 関係者が関わっており、被害その対策を効果的に防止実施するためには、広く国民の
241 理解と協力が重要である。このため、外来生物の野外への遺棄又は逸出等が生態系等
242 への脅威となる可能性があることの認識を深め、特定外来生物の適切な取扱いが図ら
243 れることとなるよう多様な関係者がそれぞれに具体的に何をなすべきかについての
244 普及啓発を推進するまた、外来生物には、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそ
245 れがある一方で、導入の時期、他法令上の措置、様々な用途での利用状況等を勘案し
246 た結果、特定外来生物への指定による規制になじまない外来生物も存在する。これら
247 も踏まえ、予防的観点に立ち、特定外来生物に指定されていない外来生物も含めて適
248 切な行動が図られるよう、国民の認識と理解を深め、多様な関係者がそれぞれに具体
249 的に何をなすべきかについての普及啓発を推進する。

250 さらに、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来種として、本法の
251 対象とならない国内由来の外来種（我が国に自然分布域を有しているが、その自然分
252 布域を越えて国内の他の地域に導入された生物種をいう。以下同じ。）等の存在も認
253 識する必要がある。このような、国内由来の外来種も含め、外来種全体の課題として
254 普及啓発や防除の取組を推進することは、本法の目的である我が国の生態系等への被
255 害を防止する上で重要である。このため、特定外来生物に指定されていない外来生物
256 や国内由来の外来種等も含めて、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被
257 害を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、こうした情報を収集・整理したリ
258 スト（以下「生態系被害防止外来種リスト」という。）を作成する。この生態系被害

259 防止外来種リストの作成・発信を通して、国民に対して外来種の適切な取扱いを呼び
260 かけるとともに、各主体の防除の取組を推進し、防除手法や侵入経路管理手法等に係
261 る研究を後押しするなど、総合的な外来種対策を進める。また、生態系被害防止外来
262 種リストを参考としつつ、既存制度での対応状況及び本法における指定効果を勘案し、
263 特定外来生物を指定する。

264
265 さらに、今後の外来種対策生物対策の基盤を作る上で不可欠である外来種生物の分
266 布及び生態的特性等に係る基礎的な調査研究並びに防除及び監視等に係る技術開発
267 を推進することが必要である。その際、外来生物に係る問題が国際的な野生生物の移
268 動に起因していることを踏まえ、外国の政府機関や専門家等との情報交換を行い、外
269 来種生物に係る科学的な知見の収集に努める。

270 また、外来種対策を推進させる上では、防除を行う者の防除技術の習得・向上が重
271 要であり、研修会の実施や専門家の派遣など、人材の育成に努める。

272

273 4 各主体の役割と連携

274 (1) 国の役割

275 ア 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、
276 及び実施する。具体的には、我が国における外来生物の生息・生育状況及び被
277 害の状況に関する情報並びに知見を定期的に集約するとともに、対策が求めら
278 れる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選定等についての検討を適切に行
279 う。また、外来生物対策の基本的な考え方を整理し、各主体における外来生物
280 対策に係る指針及び国における具体的な行動計画を示すことや生態系被害防
281 止外来種リストを作成すること等により、我が国における外来生物対策を総合
282 的に推進する。

283 イ 以下の①から③までに掲げる目的のために必要な措置を講ずる。

284 ① 我が国における定着が確認されていない特定外来生物のまん延の防止

285 ② 一分布が一部の市町村に限定されるなど局地的であり、かつ、急激に全国
286 にまん延する危険性が高い場合における特定外来生物のまん延の防止

287 ③ 及び制度上その生物の多様性の保全を国が図ることとされている地域並
288 びにやその保全を国が図ることとされている種の生息又は生育地といった
289 生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による
290 生態系に係る被害の防止

291 ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策
292 の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体による活動の促
293 進に必要な措置を講ずる。具体的には、①防除マニュアルの作成、専門家の派
294 遣及び研修会の実施等の技術的な支援、②地方公共団体等の取組に対する財政
295 的な支援、③地域の関係者の取組の連携等を推進する。

296 エ 外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充

297 実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進そ
298 の他必要な措置を本基本方針の第7の3に定める事項に沿って講ずる。

299 オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確
300 保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力
301 の推進に、本基本方針の第7の4に定める事項に沿って努める。

302 カ 教育活動、広報活動等を通じて、外来生物に関し、国民の知識と理解を深め
303 るよう必要な措置を本基本方針の第7の5に定める事項に沿って講ずる。

304 (2) 都道府県の役割

305 ア 当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発
306 生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認され
307 ている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を
308 講ずる。これらの措置を講ずるに当たり、当該都道府県の区域全体に係る総合
309 的な施策として、外来種に関する内容を規定した条例やリストの策定、早期発
310 見のためのモニタリング、緊急的な防除、近隣の都道府県や当該都道府県の区
311 域内の市町村との連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される。

312 イ 当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発
313 生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、国や市町村とも連携しつつ、外来生
314 物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努
315 める。

316 (3) 市町村の役割

317 ア 当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生
318 の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国にお
319 ける定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防
320 止のために、より地域住民に近い立場として、必要な措置を講ずるよう努める。
321 これらの措置を講ずるに当たり、当該市町村の区域全体に係る総合的な施策と
322 して、外来種に関する内容を規定した条例やリストの策定等の取組が積極的に
323 進められることが期待される。

324 イ 当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生
325 の状況及び動向その他の実情を踏まえ、国や都道府県とも連携しつつ、外来生
326 物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努
327 める。

328 (4) 事業者及び国民の役割

329 ア 外来生物に関する知識と理解を深め、外来種被害予防三原則（「入れない」、
330 「捨てない」、「拡げない」）を遵守するなど外来生物を適切に取り扱うよう努
331 めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に
332 係る被害の防止に関する施策に協力する。

333 イ 特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）はあ
334 らゆる物品等に付着等し、拡散するおそれがあることから、物品の輸入、輸送

335 又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を
336 請け負った事業者が、特定外来生物等が付着等している物品等に対する検査や
337 消毒又は廃棄の命令、要緊急対処特定外来生物が付着等している物品等の移動
338 の制限又は禁止等の本法及び本法に基づく命令を遵守して事業を遂行するこ
339 とができるよう、必要な配慮をする。

340 (5) 関係者の協力

341 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物
342 による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の分布や移動・拡散
343 の特性に応じて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。また、特定外
344 来生物が侵入し、又は生育し若しくは生息している場所又は施設において、国、
345 都道府県、市町村、事業者及び民間団体並びに当該場所又は施設の所有者及び
346 管理者が相互に連携して、当該場所又は当該施設において、生態系等に係る被
347 害の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

348

349

350 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

351 外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を
352 一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外
353 来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。

354 特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物につい
355 て、原則として種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以
356 下同じ。）を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群（上
357 位分類群）を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選
358 定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組み合わせせ、又は外来
359 生物及び在来生物の種の組み合わせせを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群
360 を組み合わせるものとする。

361

362 1 選定の前提

363 ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外と
364 の物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、概ね明治元
365 年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対
366 象とする。

367 イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも
368 種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、
369 ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

370 ウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との
371 交雑による後代の生物も特定外来生物に含めるものとする。

372 エ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平

373 成 15 年法律第 97 号) や植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) など他法令上の措
374 置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる
375 外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

376

377 2 被害の判定の考え方

378 (1) 被害の判定

379 特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

380 ア 生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、生態系に係る被害を及ぼし、又は
381 及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地
382 又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変
383 質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の
384 種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあ
385 る外来生物を選定する。

386 イ 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、
387 危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが
388 考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物又は重傷を
389 負わせる可能性のある外来生物を選定する。

390 なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命又は身体に係る被害には、感染
391 症に係る被害は含まない。

392 ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に
393 我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等
394 により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選
395 定する。

396 なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染
397 性疾病などに係る被害は含まない。

398

399 (2) 被害の判定に活用する知見の考え方

400 被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

401 ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。

402 なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既
403 存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を
404 活用するものとする。

405 イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがある
406 という科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地
407 形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると
408 認められる場合に活用するものとする。

409

410 3 選定の際の考慮事項

411 特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義
412 に、外来生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制
413 の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性な
414 ど特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していくもの
415 とする。

416 ~~また、~~外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観
417 点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよ
418 う努めるものとする。

419 ~~さらに、~~生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初め
420 て確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出又は
421 分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が
422 早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるもの
423 とする。

424 また、他の特定外来生物の飼養者の数と比べても相当程度多くの一般の者により飼
425 養されている、野外の生息数が多いことから一般の者であっても容易に捕獲し、飼養
426 することが可能であるなど、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況
427 その他の状況に鑑み、本法第4条及び第7条から第9条までの規定（飼養等、輸入、
428 譲渡し等及び放出等の禁止）を適用することにより、大量遺棄を招いてしまうなど、
429 かえって生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められる当該
430 特定外来生物については、本法附則第5条第1項に基づき、当分の間、これらの規定
431 の全部又は一部を、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件
432 を付して適用しない。また、選定の際に、適用を除外する規定及び付す条件の内容に
433 ついて併せて検討を行う。「当分の間」については、輸入、販売及び購入の規制等に
434 より飼養者数が減少し、また防除により野外の個体数等が相当程度に減少するなど、
435 この特例措置の適用を解除できるようになるまでの間を想定している。なお、特定外
436 来生物への指定を行う時点で特例措置の適用期間を確定することが難しい場合には、
437 特定外来生物の指定後にその生息又は生育の状況や飼養等の状況等を注視しつつ適
438 用除外を解除する時期の検討を行う。また、適用を除外する規定及び付す条件の内容
439 やこれらの規制がなされた際の当該特定外来生物の取扱いの方法について、国民に広
440 く周知し、理解を得ることが必要である。

441 なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにするもの
442 とする。

443

444 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

445 (1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

446 ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意
447 見を聴くこととする。

448 イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植

449 物等の生物の分類群に対応するよう留意する。
450 ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に
451 意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験をあらかじめ登録
452 しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。
453 エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識
454 経験者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。
455 オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見
456 を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討
457 する。

458 カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。
459 キ 本法附則第5条第1項に基づき、当分の間、本法の一部の規定を適用しないこと
460 とした特定外来生物について、適用除外を解除する場合は、学識経験者の意見を聴
461 く。

462
463 (2) パブリック・コメント手続
464 学識経験者の意見を聴いて作成した特定外来生物の選定案については、行政手続法
465 (平成5年法律第88号)に基づく意見提出手続(パブリック・コメント手続)を実
466 施し、提出された意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定する。

467
468 (3) WTO通報手続
469 特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関(WTO)・衛生植物検疫措置の
470 適用に関する協定(SPS協定)に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、
471 特定外来生物の指定を的確に進める。

472
473
474 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

475 特定外来生物による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼養等をした結
476 果、遺棄又は逸出等によって野外に放たれることに起因している。

477 このため、特定外来生物の飼養等、輸入及び譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若し
478 くは引取り(以下「譲渡し等」という。)は原則禁止とし、適切な飼養等を行うこと
479 ができること認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限り主務大臣に
480 よる許可をもってその国内での飼養等を認めることとする。また、特定外来生物の野
481 外への放出、植栽又はは種(以下「放出等」という。)についても原則禁止とし、防
482 除技術の開発など、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣による許可を受け
483 た場合には、放出等を認めることとする。あわせて、防除手法として不妊化した特定
484 外来生物を大量に放出等することが効果的な場合など、本法第3章の規定による防除
485 に係る放出等については、防除の公示に示された事項に即して主務大臣等又は都道府
486 県が公示を行って行う実施する場合及び市町村が本法第17条の4第1項の確認を受

487 けて防除を実施する際又は国及び地方公共団体以外の者が本法第 18 条第 1 項の認定
488 を受けて当該公示された事項に適合する旨の確認を受けた地方公共団体又は認定を
489 受けた民間団体が行う実施する場合に限り、放出等を認めることとする。

490

491 1 飼養等の許可の考え方

492 (1) 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合

493 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合としては、本法に基づく
494 防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄又は逸出等の防止が図ら
495 れている場合、災害時において緊急に対処すべき場合、違法飼養個体の押収など公的
496 機関がその職務を遂行するために必要な飼養等であって、許可手続を経る時間的余裕
497 がなく、かつ、その取扱いが適正と認められる場合等に限る。

498

499 (2) 飼養等の目的

500 学術研究のほか、展示、教育及び許可規制を行うことで遺棄又は逸出等に対して十
501 分な抑止力が働く生業の維持などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする。

502 なお、これまで安易な飼養等により遺棄又は逸出等がなされ、外来生物が野生化し
503 て生態系等に被害を及ぼしている例がある愛玩目的の飼養等については、特定外来生
504 物の指定の際、現に飼養等している個体を継続して飼養等する場合であって、かつ繁
505 殖を行わない場合に限り、許可の対象とする。

506

507 (3) 特定飼養等施設の施設基準

508 特定外来生物の逸出等を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則と
509 して、次の考え方によるものとする。

510 ア 特定外来生物の逸出等を防ぐ構造及び強度とすること。

511 イ 人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生
512 物に接触できない構造及び強度とすること。

513

514 (4) 許可条件

515 飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄又は逸出等を起こさない適正な取
516 扱いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間、特定飼養等施設で取り扱うこと
517 のできる特定外来生物の数量の制限、譲渡し等に係る届出等について条件を付すもの
518 とする。

519

520 (5) 飼養等の方法

521 許可者に対し、次の方法に従った飼養等を義務付けるものとする。

522 ア 特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的
523 に行うこと。

524 イ 許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識、

525 写真等生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を講ずること。
526 ウ 許可された特定外来生物の飼養等について繁殖が認められる場合にあっては、み
527 だりに繁殖させることにより特定外来生物の適正な飼養等に支障が生じないよう、
528 自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁
529 殖を行うこと。また、その繁殖を制限させるための措置又は施設への譲渡し等につ
530 いては、当該生物の生理、生態等を勘案し、適切に講ずること。

531
532 (6) その他

533 国は、愛玩等の目的で飼養等されていた特定外来生物の遺棄又は逸出等を起こさな
534 いため、関係機関の連携の下、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める。

535
536 2 個体の処分

537 特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方
538 法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与え
539 ない適切な方法で行うものとする。

540
541 3 輸入の禁止

542 許可を受けていない者により特定外来生物を我が国へ導入させることがないよう
543 にするため、関係府省で連携して輸入の禁止の徹底に努める。

544
545 4 譲渡し等の禁止

546 譲渡し等の禁止の例外として主務省令で定める場合は、許可者同士が許可の範囲内
547 で譲渡し等をする場合、~~本法に基づく防除等により飼養等をする事となった特定外~~
548 ~~来生物をその防除等の一環として適正に処理するため譲渡し等をする場合、本法に基~~
549 ~~づく防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄又は逸出等の防止が~~
550 ~~図られている場合、~~災害時において緊急に対処すべき場合又は公的機関に対する譲渡
551 し若しくは引渡しに該当する場合で飼養等の許可手続を経ることが事実上不可能な
552 やむを得ないときに限ることとする。

553
554 5 放出等の許可の考え方

555 特定外来生物による被害を防止する上で最も重要なことは、特定外来生物の遺棄又
556 は逸出等を防ぐことであり、特定外来生物の放出等を原則禁止とする本法第9条の規
557 定の実効性の確保には最大限配慮する必要がある。特定外来生物を取り扱っている者
558 がその管理を放棄し、野外への放出等をする行為は、生態系等に係る被害を及ぼす危
559 険が高くなるため原則禁止とするが、防除技術の開発のための生態、行動形態等の解
560 明等、防除の推進に資する学術研究の目的で放出等をする場合には、例外として主務
561 大臣がの許可を受けることができることとする。ただし、この場合であっても、
562 当該放出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないよう、一定の要件を満

563 たす必要がある。

564 なお、既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕
565 獲又は採取した直後にその場で放出等する行為は本法第9条の対象とはならないが、
566 捕獲及び採取後の特定外来生物の飼養等、譲渡し等及びそれらに係る放出等について
567 は、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。

568

569 (1) 許可の目的

570 防除の推進に資する学術研究の目的で行う場合に限る。

571

572 (2) 許可の基準

573 放出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないように、許可に際して必要
574 な基準を定める際には、原則として次の考え方による~~ものとする~~。

575 ア 当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがない
576 こと。

577 イ 当該放出等を行う土地又は水面の所有者~~等、管理者及び占有者（以下「土地の所~~
578 ~~有者等」という。）~~等の同意を得ていること。

579 ウ 当該放出等の目的である学術研究の計画が適正なものであり、防除の推進に資す
580 る成果が見込まれるものであること。

581 エ 当該放出等に伴い、飼養等を行う場合には、当該特定外来生物に係る本法第5条
582 第1項に基づく飼養等許可を受けている又は許可を受ける見込みがあること。

583

584 (3) 許可条件

585 放出等の許可に当たっては、生態系等に係る被害を防止するため、必要に応じ、許
586 可の有効期間、放出等することができる特定外来生物の数量の制限、放出等に係る届
587 出等について条件を付す~~ものとする~~。なお、許可の有効期間及び放出等することがで
588 きる特定外来生物の数量については、被害を防止する観点から必要最小限~~とすること~~
589 とする。

590

591 (4) その他

592 許可者に対し、次の事項を遵守させる~~ものとする~~。

593 ア 放出等をするときは許可証を携帯し、求められた場合にはいつでも提示できるよ
594 うにすること。

595 イ 放出等に伴い、当該特定外来生物の飼養等を行う場合には、別途本法第5条第1
596 項に基づく飼養等の許可を受け、かつ定められた方法により飼養等を行うこと。

597 ウ 当該放出等を行う土地の周辺であり、当該放出等により、当該特定外来生物が移
598 動し、又は分散すると想定される範囲の土地の所有者等に周知し、理解を得るよう
599 配慮すること。

600 エ 放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために

601 鳥獣を捕獲する場合は、本法第3章に規定する防除として行うか、又は鳥獣保護法
602 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以
603 下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づく捕獲許可を受けること。

604

605 6 立入り等

606 (1) 許可者に対する立入り、指導等

607 本法の規制の実効性を確保するため、関係機関と連携して立入りの徹底などにより
608 飼養その他の取扱いの状況に関する情報収集に努め、指導監督の強化を図るものとする
609 る。また、放出等許可についても、不適切な方法で特定外来生物を放出等した場合は、
610 生態系等に係る被害を及ぼす危険性が高いことから、報告徴収又は立入りなどにより
611 状況把握に努め、指導を徹底するものとする。

612 また、不適切な飼養等又は放出等がみられ、生態系等に係る被害の防止のために必
613 要な場合には、措置命令又は許可の取消しを行う。

614

615 (2) 許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等

616 許可なく、飼養等、譲渡し等又は放出等をした者を確認した場合には、立入り等に
617 より状況を把握するとともに、不適切な管理による生態系等に係る被害が発生しない
618 よう、必要に応じて、飼養等の中止又は放出等をした特定外来生物の回収等を命ずる
619 こととする。

620

621

622 第4 国及び地方公共団体等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

623 特定外来生物については、①指定時に既に野外等に存在する場合、②指定後、野外
624 へ遺棄又は逸出等をされることにより、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合
625 が考えられることから、第1の4に定める各主体の役割と連携に沿って、また、相互
626 に連携・協力を行いながら、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処
627 分、被害防止措置の実施等）を行うこととする。防除の実施に当たっては、本法、鳥
628 獣保護管理法その他の関係する法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生物
629 多様性の確保のため適切な方法で行わなければならないことを原則とする。具体的
630 には以下1から3までに掲げる内容に即して行う。

631 その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに
632 に、新たに遺棄又は逸出等したものについては緊急の取組が必要であることに留意す
633 る。また、特定外来生物の防除はそれ自体が目的ではなく、生態系等に係る被害を防
634 止し、生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に
635 寄与することを目的とすることを認識する必要がある。

636 各主体が防除が必要なを行う場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を
637 踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科
638 学的知見に基づき適切に防除を実施する。

639 なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、
640 費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を
641 推進する。

642 1 防除の原則

643 防除を行う者は、本法、鳥獣保護管理法その他の法令の規定を遵守するとともに、
644 住民の安全及び生物の多様性の確保のため、以下に掲げる適切な方法により防除を行
645 わなければならない。

646 ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保な
647 ど錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関係地
648 域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する
649 書類の携帯をする。

650 イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）には、捕獲器具等ごとに、防除実施
651 主体又は従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行う。
652 ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっ
653 ては、捕獲器具等を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によ
654 ることもできる。

655 ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持
656 ち帰り及び野外への放置のないようにする。

657 エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、従事者の心理的負担
658 軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法
659 で行う。

660 オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当
661 該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調
662 整を図る。

663 カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意する。

664 ① 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間、区域は避ける
665 よう配慮すること。

666 ② 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の
667 延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。

668 ③ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性がある
669 ため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない
670 状況において使用する場合については、この限りではない。

671 ④ わなを設置する際には、防除対象以外の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わな
672 の形状や設置場所に留意すること。また、防除の対象生物の嗜好する餌を用いて
673 捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の
674 遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

675 キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、国や都道府県
676 の防除に際しては、3（3）「防除の確認・認定の基準」に定める事項配慮して実

677 施するものとする。

678

679 2-1 防除の公示に関する事項

680 (1) 防除の主体及び公示の方法

681 ~~国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を~~
682 ~~進める優先度の高い地域から、防除を進める。~~

683 ~~地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方~~
684 ~~公共団体又は民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容~~
685 ~~に沿って防除が積極的に進められることが期待される。~~

686 ~~実際には、国、地方公共団体、民間団体等が防除を行う地域が相互に関わり合っ~~
687 ~~ている場合が多く、このような場合には、各主体の役割に応じ、連携して適切な防除が~~
688 ~~なされることにより、全体として効果的な防除が推進されるものである。~~

689 防除の公示は、国が本法第 11 条第 1 項の規定による防除を実施する際又は都道府
690 県が本法第 17 条の 2 第 1 項の規定による防除を実施する際に、国又は都道府県が実
691 施する防除の内容について公示する。また、市町村が本法第 17 条の 4 第 1 項の確認
692 を受けて防除を実施する際又は国及び地方公共団体以外の者が本法第 18 条第 1 項の
693 認定を受けて防除を実施する際は、主務大臣が当該防除の内容について公示する。都
694 道府県については、隣接する都道府県間など広域で連携して防除を行う場合には、共
695 同での公示も行うことができる。防除の公示は、国が防除の公示を行う場合は、防除
696 の対象となる特定外来生物ごとに関係都道府県の意見を聴いて行うものとする。し、
697 防除の公示は国民に迅速かつ広く知らせることができるよう、官報に掲載して行うほ
698 か、掲示板への掲示やインターネット等の手段をも活用して迅速に行うものとする。
699 都道府県が防除の公示を行う場合は、都道府県から国へ通知を行うとともに、全国の
700 外来生物法に基づく防除を一括して閲覧できるようにするため、国はホームページな
701 どを活用してこれを広く公表する。また、国及び地方公共団体が共同して防除を行う
702 場合には、国が本法第 11 条第 2 項第 4 号に基づき当該地方公共団体の名称を、都道
703 府県及び市町村が共同して防除を行う場合には、都道府県が本法第 17 条の 2 第 2 項
704 第 2 号に基づき当該市町村の名称を、それぞれ公示することにより、国又は都道府県
705 が防除の公示を一括して行うことができる。この場合には、国又は都道府県は、当該
706 地方公共団体又は当該市町村の同意を得る必要がある。当該同意については、書面又
707 は電子メールの電磁的方法等当事者間で定める方法により、行うことができる。

708

709 (2) 防除を行う区域及び期間

710 防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物
711 による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。ただし、全国的に広くまん延
712 している場合など、必ずしも区域が特定できない場合には全国又は広範な地域を対象
713 に防除の区域を定めることとする。

714 防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定

715 めるものとする。

716 なお、被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可
717 能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じ区域の変更又は期間の延
718 長等を行うものとする。

719

720 (3) 防除の内容

721 防除の公示では、(1) 及び (2) のほか、次の内容を定めるものとする。

722 ア 防除の目標

723 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と、予想される被害の状況を勘案し、
724 区域からの完全排除、被害影響の封じ込め、被害低減のための低密度管理影響の低減
725 等の目標を設定する。

726 イ 防除の方法

727 防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにする
728 とともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。

729 なお、放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

730 ① 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであるこ
731 と。

732 ② 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがな
733 いこと。

734 ③ 放出等された個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等に
735 よる防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかであ
736 ること。

737 ~~ウ その他の主務省令で定める事項~~

738 ~~特定外来生物の防除を行う場合には、在来生物の錯誤捕獲を避けることとするなど、~~
739 ~~適正な防除を進めるに当たり必要な事項を主務省令に定めるものとする。~~

740

741 3-2 防除の実施に関する事項

742 特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を採
743 用することが重要である。人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見
744 された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性又は繁殖力が強い特
745 定外来生物が発見された場合等には、緊急的に防除を実施することが必要である。一
746 方、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合
747 には、優先的に防除を進めるべき地域や手法を考慮し計画的に防除を進めることが必
748 要である。また、防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防
749 除に要した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。

750

751 (1) 緊急的な防除の実施

752 人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生

753 生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合等には、
754 緊急的に防除を実施することが必要である。このため、国又は都道府県は関係行政機
755 関又は関係地方公共団体と連絡調整の上、速やかに防除の公示を行い、連携を図りつ
756 つ防除を実施する。また、市町村においても、被害の発生状況等の実情を踏まえ、防
757 除を実施するよう努める。

758 ~~緊急的な防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防除に要~~
759 ~~した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。~~

760

761 (2) 計画的な防除の実施

762 (1)により、緊急的な防除を行ったとしても国内からの根絶又は地域的な根絶が
763 できない場合や、特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、
764 又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体、土地及び施設の所
765 所有者及び管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要である。り、
766 その際には、防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を防除の主体対象ごと、地
767 域ごとに具体的に定めた防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行い、
768 その結果を防除実施計画の見直しに反映するなど柔軟な防除の実施に努めることが
769 必要である。特に、鳥獣の特定外来生物の対策を行う場合は、鳥獣保護管理法に基づ
770 く狩猟や被害防止目的での捕獲と連携することが重要である。

771 また、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目
772 標を設定し、防除を円滑に行うため、防除を行う者は、可能な限り次の手順で防除実
773 施計画を作成し実行するものとする。

774 ア 協議及び検討の場の設置

775 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施す
776 るため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体及び地域住民のほか、必要に応じ
777 て農林水産業団体又は狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の
778 作成、実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。この場合、
779 必要に応じて生物学等の専門的な観点から防除実施計画の実施可能性及び実施状況
780 を分析・評価するための検討の場を、別途設ける。

781 イ 関係行政機関等との連携

782 特定外来生物が、森林、農地、河川、海岸等様々な生態系に分布する場合又は、行
783 政界を越えて分布する場合があることを踏まえ、国の関係行政機関又は関係地方公共
784 団体と十分調整し、必要に応じて連携を図るものとする。その際、特に、森林、河川、
785 海岸等で関連する計画が既に策定されている場合は、当該計画との整合性を図る必要
786 がある。

787 ウ 土地の占有者所有者等との調整

788 防除を行う地域の土地若しくは又は水面の占有者又は立木竹の所有者（以下「土地
789 の占有者等」という。）に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理
790 解を得るものとする。

791 また、本法第13条第1項に基づき、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特
792 定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防
793 除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報を収集するための調査に必
794 要な限度において、他人の土地又は水面への立入りを行うことが可能である。本法第
795 13条第1項の規定は、特定外来生物の防除の実施に伴わない特定外来生物の生息又は
796 生育の状況の調査目的での立入りを可能とするものであるが、客観的状況に照らして
797 特定外来生物が存在するおそれがあると認められない場所への立入りや当該調査目
798 的に必要な範囲を超えた立入りを認めるものではなく、当該調査に必要な限度に限り
799 土地等への立入りを認めるものである。また、本法第13条第1項に基づく立入りは、
800 本法第13条第2項に基づく防除の実施の際の立入りと同様に、土地の占有者等に対し
801 て、当該調査の内容を説明し、可能な限り理解を得る。

802 なお、防除を行う地域の土地若しくは水面の占有者所有者等が知れない、又はその
803 所在地が不分明なことにより、防除を行えない地域があることで、当該地域が特定外
804 来生物の供給源となるなど、防除の推進に支障がある場合は、本法第13条第5.4項に
805 基づき 手続を行う こととする。

806 エ モニタリングの実施

807 特定外来生物の存在状況及び特定外来生物による被害の状況等についてモニタリ
808 ングを行い、防除実施計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に
809 反映させる ものとする。

810 オ 実施体制の整備

811 防除を適切かつ効果的に進めるため、地域の関係者が一体となった防除の実施体制
812 を整備するとともに、必要に応じて地域の大学、研究機関及び専門家との連携に努め
813 る。

814 また、防除を実施していく上で、地域住民の理解及び協力が不可欠であることから、
815 特定外来生物の被害に関する情報及び被害予防についての方策などの普及啓発を促
816 進する ものとする。

817

818 ~~（3）防除の実施に当たっての留意事項~~

819 ~~ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保な~~
820 ~~ど錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関係地~~
821 ~~域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する~~
822 ~~書類の携帯をするものとする。~~

823 ~~イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）には、捕獲器具ごとに、実施者の住~~
824 ~~所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、~~
825 ~~捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、捕~~
826 ~~獲器具等を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によること~~
827 ~~もできるものとする。~~

828 ~~ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持~~

- 829 ~~ち帰り及び野外への放置のないようにするものとする。~~
- 830 ~~エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与~~
- 831 ~~えない適切な方法で行うものとする。~~
- 832 ~~オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当~~
- 833 ~~該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調~~
- 834 ~~整を図るものとする。~~
- 835 ~~カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意するものとし~~
- 836 ~~る。~~
- 837 ~~① 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間、区域は避けるよ~~
- 838 ~~う配慮すること。~~
- 839 ~~② 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延~~
- 840 ~~長と誤認されることのないよう適切に実施すること。~~
- 841 ~~③ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるた~~
- 842 ~~め、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況~~
- 843 ~~において使用する場合については、この限りではない。~~
- 844 ~~④ わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他~~
- 845 ~~の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることの~~
- 846 ~~ないよう適切に行うこと。~~
- 847 ~~キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。~~

848

849 (3.4) 防除の確認・認定の基準

850 防除の確認・認定の基準は、本法第 17 条の 4 第 1 項に基づき主務省令で定める。

851 この際には、原則として次の考え方による。

- 852 ア 防除を行う主体は、原則として、下記の要件を満たす者とする。
- 853 ① 緊急的に対応する防除を除き、防除の公示に沿う防除実施計画を策定し、当該
- 854 防除実施計画を実行する財政的、人力的能力を有していること。
- 855 ② 被害の発生地域の地理及び特定外来生物の存在の状況を把握している者が含
- 856 まれていること。
- 857 ~~③~~ ③ 特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として使用する猟具に応じた鳥獣
- 858 保護管理法の狩猟免許を有する者が行うこと。
- 859 なお、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有している団体
- 860 による防除については、免許非所持者を含めることができる。
- 861 ④ 従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備す
- 862 ることができること。
- 863 イ 防除の実施の際には、確認又は認定を受けていることを証明する書類を携帯する
- 864 とともに、原則として、捕獲等を行う区域における安全の確保及び静穏の保持を行
- 865 うとともに、地域の生態系へ支障がないよう配慮するものとする。
- 866 ~~ウ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として、下記の要件を満~~

- 867 ~~たすものとする。~~
- 868 ~~① 鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている方法は使用しないこと。~~
- 869 ~~② 鳥獣保護法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内~~
- 870 ~~において使用を禁止された猟法は使用しないこと。~~
- 871 ~~③ 鳥獣保護法第35条第1項で特定猟具使用禁止区域として指定されている区域に~~
- 872 ~~おいては、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。~~
- 873 ~~④ 鳥獣保護法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わな~~
- 874 ~~いこと。~~
- 875 ~~⑤ 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第38条において禁止されている行為~~
- 876 ~~を行わないこと。~~

877 ウ 放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

- 878 ① 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであるこ
- 879 と。
- 880 ② 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがある
- 881 いこと。
- 882 ③ 放出等された個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等に
- 883 よる防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかであ
- 884 ること。

885 ~~エ 防除の認定を受けた防除において、その防除を目的とする特定外来生物の放出等~~

886 ~~が、公示された事項基準に即して行われておらず、生態系等に係る被害の拡大のお~~

887 ~~それがある場合は、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回~~

888 ~~収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることとする。~~

889 ~~オエ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。~~

891 4-3 その他

892 防除の認定を受けた防除において、その防除を目的とする特定外来生物の放出等が、

893 本法第17条の4第1項の主務省令で定める基準に即して行われておらず、生態系等

894 に係る被害の拡大のおそれがある場合は、その防除を行う者に対し、放出等をした当

895 該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずる。特定外来生物に

896 よる被害を効果的に防止するという観点から、上記1及び2による本法に基づく防除

897 のみならず、国以外の者が独自に行う防除の取組についても重要である。また、

898 国は、国以外の者が行う取組を促進するため、地方公共団体等と連携して、特定外

899 来生物の分布情報（侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報を含む。）及び効

900 果的な防除手法等に係る情報を収集し、それらの情報の共有、防除技術の開発、防除

901 体制の整備等に努めるものとする。

904 第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

905 飼養等許可を受けている者がその許可に係る特定外来生物を輸入する場合を除き、
906 特定外来生物の輸入は禁止されているが、輸入品又はその容器包装（当該輸入品につ
907 き関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定による輸入の許可を受ける前のも
908 のに限る。以下「輸入品等」という。）等に特定外来生物等又は未判定外来生物（以
909 下「特定外来生物等」という。）が非意図的に混入し、又は付着等していることがあ
910 る。特定外来生物等の非意図的な導入を防ぐために、輸入通関時に輸入品等又は当該
911 輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査、関係者への質問又は必要な最小量に限
912 り輸入品等の集取（以下「検査等」という。）を行うとともに、。

913 また、当該検査において要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物の付着等が確認
914 された場合に、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生の防止のために必
915 要な限度において、当該輸入品等又は当該施設（移動施設に限る。）の移動の制限又
916 は禁止を命ずる。

917 加えて、当該検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検
918 査の結果、特定外来生物等の付着等又は混入が確認された場合には、確実に導入を防
919 ぐために、当該輸入品、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等
920 若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品、当該土地若しくは当該施設の消毒若し
921 くは又は当該輸入品若しくは当該施設の廃棄を命ずるものとする。

922 なお、輸入品等の通関に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、特
923 定外来生物等の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止の命令並び
924 に消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努めるものとする。

925
926 1 特定外来生物等が付着等し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査等又
927 は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等に係る事項

928 植物防疫所及び税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生
929 物の付着等若しくは混入が確認された場合、輸入品等の所有者又は管理者等から特定
930 外来生物等の付着等若しくは混入の情報があつた場合、過去の付着等若しくは混入の
931 実績等を考慮して特定外来生物等が頻繁に付着等若しくは混入しているなど非意図
932 的な導入の危険性が非常に高い輸入品等である場合等、特定外来生物等が付着等し、
933 又は混入しているおそれがある輸入品等があると認める場合は、特定外来生物被害防
934 止取締官が、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該
935 輸入品等の検査等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等を行う。

936 なお、特定外来生物等が付着等し、又は混入している危険性が非常に高い経路及び
937 品目等、特定外来生物等の導入経路に係る情報の収集に努める。

938
939 2 要緊急対処特定外来生物が付着等している輸入品等若しくは当該輸入品等の所
940 在する施設の移動の制限又は禁止に係る事項

941 (1) 移動の制限又は禁止の基本的な考え方

942 本法第 24 条の 2 第 2 項の規定は、検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設

943 に限る。)に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着等している
944 きに適用される。具体的には、当該輸入品等又は当該施設に何らかの生物が付着等し
945 ていることが確認でき、かつ主務大臣がその職員により当該生物を撮影した写真や採
946 取したサンプルを簡易的に目視等により確認し、要緊急対処特定外来生物に該当する
947 特徴が確認できる場合、又はその他写真やサンプルのみでは要緊急対処特定外来生物
948 の疑いが排除できないといった理由により当該生物が要緊急対処特定外来生物であ
949 る疑いがあることから要緊急対処特定外来生物であることについて専門家による同
950 定が必要と主務大臣が判断した場合等に適用される。

951 また、本法第 24 条の 2 第 2 項の規定による輸入品等若しくは施設に対する移動の
952 制限又は禁止の命令は、当該生物が要緊急対処特定外来生物であることの同定作業を
953 開始し、その結果が判明するまでの間に、当該輸入品等又は当該施設を所有し、又は
954 管理する者に対し、当該要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物の拡散等により、
955 当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要な範囲に限って行
956 う。なお、当該生物の同定作業の完了前に、当該生物を消毒等により十分に取り除く
957 等の当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するための十分な措置が講じ
958 られたことが確認できた場合には、移動の制限及び禁止の命令は行わない。

959

960 (2) 命令の手續及び基準

961 移動の制限及び禁止の命令の手續並びに基準を定める際には、原則として次の考え
962 方による。

963 ア 要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法とすること。

964 イ 発見された場所に当該輸入品等又は当該施設をとどめ置くことが極めて困難な
965 場合においては、要緊急対処特定外来生物の拡散を防止するための十分な措置を行
966 った上で、必要最小限の移動とすること。

967

968 3-2 特定外来生物等が付着等し、又は混入している輸入品等、当該輸入品等の所在 969 する土地若しくは施設の消毒又は当該輸入品若しくは当該施設の廃棄の消毒又は 970 廃棄に係る事項

971 (1) 消毒又は廃棄の基本的な考え方

972 本法第 24 条の 2 第 1 項の規定による検査又はこれに相当すると認められるもの
973 として主務大臣が定める検査の結果、特定外来生物等の付着等又は混入が確認された輸
974 入品等について、基本的に当該輸入品等の所有者又は管理者等が輸入を希望する場合
975 には消毒を命じを命令し、十分に取り除かれた上で通関させることとする。なお、こ
976 れに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査は、有識者によって検査
977 対象の生物の同定が実施されている等により本法第 24 条の 2 第 1 項の検査と同等の
978 精度で行われることが確認できるものとする。薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が
979 付着等し、又は混入している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在
980 しない等の理由により消毒を行うことが有効でない場合には、滅却等の廃棄を命ずる。

981 また、輸入品等に付着等した特定外来生物等が当該輸入品等の所在する土地又は施
982 設に拡散して付着等している場合には、当該特定外来生物等を導入した責任の所在等
983 を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は当該施設の所有者又
984 は管理者に対し、消毒を命ずる。移動施設であって、薬剤への耐性を持つ特定外来生
985 物等が付着等している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない
986 等の理由により消毒を行うことが有効でなく、かつその他の自主的な措置により特定
987 外来生物等による被害を防止することが困難であり、当該施設の廃棄が特定外来生物
988 等による被害を防止するための効率的かつ効果的な防除手段である場合には、当該施
989 設の廃棄を命ずる。

990 なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取
991 り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づ
992 く処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合又は自主的に廃棄される場合
993 等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

994
995 (2) 命令の方法及び基準

996 消毒及び廃棄の命令の方法及び基準を定める際には、原則として次の考え方によ
997 るものとする。

998 ア 可能な限り速やかに行うことができ、確実な取り除きができる方法とすること。

999 イ 消毒の基準については、特定外来生物等の種類並びに付着又は混入が確認された
1000 輸入品等の品目ごとに有効な手法を検討し、取り除きが十分に行えるものとするこ
1001 と。

1002 ウ 消毒の基準については、食品衛生法及び農薬取締法等の関連法令の基準等を勘案
1003 すること。

1004

1005 ~~3~~— (3) 命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取

1006 ~~(1)~~—ア 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取

1007 ①~~ア~~ 生態学、生物学等の生物に関し専門性を有する学識経験者のほか、農薬学、
1008 検疫等に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴くこととする。

1009 ②~~イ~~ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での
1010 学識経験者間の意見交換等、対象とする特定外来生物等及び消毒の手法に柔軟に
1011 対応できる形式を検討する。

1012 ③~~ウ~~ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から
1013 知見を収集するとともに、輸入業者等の関係者の意見を聴取することを検討する。

1014 ④~~エ~~ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

1015

1016 ~~(2)~~—イ パブリック・コメント手続

1017 学識経験者の意見を聴いて作成した命令の方法及び基準については、行政手続法に
1018 基づく意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、提出された意見及び情

1019 報を考慮した上で定める。

1020

1021

1022 第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項

1023 1 要緊急対処特定外来生物

1024 (1) 選定に係る考え方

1025 要緊急対処特定外来生物については、通関後も含め、その疑いのある生物が付着等
1026 している物品等の移動の制限又は禁止や、要緊急対処特定外来生物が付着等している
1027 物品等の消毒又は廃棄を命ずるといった、社会経済への大きな影響を与える可能性が
1028 ある強い権限を行使することができる。このため、要緊急対処特定外来生物としては、
1029 特定外来生物のうち、こうした影響を考慮した上でもなお、まん延した場合には著し
1030 く重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、
1031 当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、
1032 防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要がある
1033 と判断できる特定外来生物について、選定する。

1034

1035 (2) 選定の前提

1036 以下のアからエまでのいずれにも該当する特定外来生物を要緊急対処特定外来生
1037 物の選定の対象とする。

1038 ア 原則として、我が国の野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的である
1039 こと。

1040 イ まん延した場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する著しく重大な生
1041 態系等に係る被害が生じるおそれがあること。

1042

1043 ① 当該生物の毒性の強さや攻撃性の高さから、人に対して死亡や重篤な後遺症に
1044 至るなど重大な危害が及ぶ危険性があること。

1045 ② 在来の生態系に短期間に甚大な影響を与えるおそれがあること。

1046 ③ 農林水産業に係る被害が甚大になるおそれがあること。

1047 ウ まん延した場合には、これまでの通常的生活様式を変えざるを得ないような、多
1048 岐にわたる大きな影響を及ぼすなど、単に生態系等への著しい被害があるという性
1049 質を有するにとどまらない国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるこ
1050 と。

1051 エ 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等した物品については移動の
1052 制限又は禁止の命令の対象となるとともに、当該生物が付着等している物品は消毒
1053 又は廃棄の命令の対象となることから、このような措置を行わないと当該生物の拡
1054 散を防止できないような、容易に他の物に付着等することにより移動し、拡散しう
1055 るとともに、消毒又は廃棄を行わなければ取り除きが難しい生物であること。

1056

1057 (3) 選定に係る意見の聴取

1058 ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

1059 特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴

1060 く際には、併せて要緊急対処特定外来生物の指定に関する意見を聴く。また、既に特

1061 定外来生物に指定されている生物についても、(1) 選定に係る考え方に該当する特

1062 定外来生物が存在する際には、要緊急対処特定外来生物の指定に関する意見を聴く。

1063

1064 イ パブリック・コメント手続

1065 要緊急対処特定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じ

1066 て、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して要緊急

1067 対処特定外来生物の指定を行う。

1068

1069 2 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等の検査等

1070 に係る基本的な事項

1071 要緊急対処特定外来生物の非意図的な拡散を防ぐために、物品又はその容器包装

1072 (以下「物品等」という。)又は土地若しくは施設の検査、関係者への質問又は必要

1073 な最小量に限り物品の集取(以下「検査等」という。)を行うとともに、要緊急対処

1074 特定外来生物の疑いがある生物の付着等が確認された場合には、確実に導入を防ぐた

1075 めに、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生の防止のために必要な限度

1076 において、当該物品若しくは当該施設の移動の制限又は禁止を命ずるとともに、当該

1077 検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、当該

1078 生物が要緊急対処特定外来生物であることが確認された場合には、当該物品等、当該

1079 土地若しくは当該施設の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄を命ずる。

1080 なお、物品等の流通に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、要緊

1081 急対処特定外来生物の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止並び

1082 に消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努める。

1083

1084 (1) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等又は土

1085 地若しくは施設の検査等に係る事項

1086 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等していることが確認されてい

1087 る場合や、他に要緊急対処特定外来生物の発見事例があり、当該事例の物品や土地の

1088 近くにあった場合など、要緊急対処特定外来生物が付着等している可能性が高いこと

1089 の根拠がある場合等、要緊急対処特定外来生物が物品等又は土地若しくは施設に存在

1090 し、付着等している蓋然性が高いと認める場合は、特定外来生物被害防止取締官が、

1091 当該土地又は施設に立ち入り、当該物品等の検査等又は当該土地又は当該施設の検査

1092 を行う。

1093 なお、本法第 24 条の 5 第 1 項の規定による検査対象に当たるかどうかの情報が不

1094 足している場合には、本法第 24 条の 6 の規定による報告徴収規定を活用すること等

1095 により、要緊急対処特定外来生物が付着等している危険性が非常に高い経路及び品目
1096 等、要緊急対処特定外来生物の導入経路に係る情報の収集に努める。

1097

1098 (2) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等又は施設の移動の制
1099 限又は禁止に係る事項

1100 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等又は当該施設の移動の制
1101 限又は禁止については、第5の2に準じて実施する。

1102

1103 (3) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等又は土地若しくは施
1104 設の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄に係る事項

1105 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等、当該土地若しくは施設
1106 の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄については、第5の3に準じて実施する。

1107

1108 3 対処指針に係る事項

1109 (1) 対処指針の内容及び策定手続

1110 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等するおそれがある
1111 物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する
1112 ため、海外から輸入された物品等であって、要緊急対処特定外来生物が付着等するお
1113 それがある物品が輸入された港若しくは飛行場を所有し、若しくは管理する事業者、
1114 当該物品等を所有し、若しくは管理する事業者又は当該物品等の経由地若しくは到達
1115 地である土地又は施設を所有し、若しくは管理する事業者（以下「対象事業者」とい
1116 う。）がとるべき事項を整理した対処指針について、事業所管大臣である経済産業大
1117 臣その他関係行政機関の長との間で関係部分に係る協議を行った上で定める。当該協
1118 議の対象は、本法第24条の7第2項第2号に規定する要緊急対処特定外来生物が付
1119 着等するおそれがある物品等を所有し、又は管理する事業者（当該物品等の輸送又は
1120 保管の委託を受けた事業者を除く。）がとるべき措置に係る部分である。

1121 また、対処指針の策定に当たっては、パブリック・コメント手続を実施し、提出さ
1122 れた意見及び情報を考慮する。

1123 対処指針を定める際には、原則として次の考え方による。

1124 ア 要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法とすること。

1125 イ 対象事業者が遵守すべき事項に加え、実施することが望ましい事項についても記
1126 載し、優良事例の形成を促すこと。

1127

1128 (2) 対処指針に係る措置

1129 主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による
1130 生態系等に係る被害を防止するために特に必要があると認めるときは、対処指針に定
1131 める事項について、対象事業者に対し、報告を求め、又は指導若しくは助言を行う。
1132 特に必要があると認めるときとは、現に要緊急対処特定外来生物が発見され、その経

1133 由地等における指針の遵守状況を迅速に確認する必要がある場合や、要緊急特定外来
1134 生物の存在の可能性のある場所で拡散を助長する行為又は不作為のおそれがあり、こ
1135 れにより被害を生じる蓋然性が認められる場合などを想定している。

1136 また、指導又は助言をした場合において、対象事業者がなお対処指針に定める事項
1137 を実施していないと認めるときは、当該対象事業者に対し、対処指針に定める事項を
1138 実施するよう勧告を行う。

1139 さらに、勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をと
1140 らなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずる
1141 よう命ずる。

1142

1143 第 ~~7-6~~ その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

1144

1145 1 未判定外来生物

1146 (1) 選定に係る考え方

1147 未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告又は被害を及ぼ
1148 すおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有し
1149 ており、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるもので
1150 ある疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内
1151 で、種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。
1152 また、特定外来生物が交雑することにより生じた生物が海外に存在するとの情報が得
1153 られた場合には、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないとする科学的知見がある
1154 ものを除き、原則として、未判定外来生物に選定する。

1155

1156 (2) 選定の前提

1157 ア 原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が国に輸入されている外
1158 来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。

1159 イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも
1160 種の同定が可能な生物分類群を未判定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、
1161 ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

1162 ウ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律又
1163 は植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養等その他の
1164 規制がなされていると認められる外来生物については、未判定外来生物の選定の対
1165 象としない。

1166 エ 生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物が我が国に導入されること
1167 を未然に防止するという予防的観点から積極的に選定するように努める ~~こととする~~
1168 ~~る。~~

1169

1170 (3) 選定に係る意見の聴取

- 1171 ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
1172 特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴
1173 く際には、併せて未判定外来生物の指定に関する意見を聴く~~ものとする~~。
- 1174 イ パブリック・コメント手続
1175 未判定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブ
1176 リック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して未判定外来生物
1177 の~~指定選定~~を行う~~ものとする~~。
- 1178 ウ WTO通報手続
1179 未判定外来生物の指定に当たっては、WTO・衛生植物検疫措置の適用に関する協
1180 定（SPS協定）に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、未判定外来生
1181 物の指定を的確に進める~~ものとする~~。
- 1182
1183 （4）判定に係る届出事項の内容
1184 未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しよう
1185 する者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、入手国（入手地又は輸出国等）、
1186 生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させる~~ものとする~~。
- 1187 当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は
1188 主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等
1189 に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受ける~~こととする~~。
- 1190
1191 （5）判定の手続
1192 届出があった場合は、第2の2から4までの考え方に沿って、予防的な観点を踏ま
1193 えつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定する~~こととする~~。その際、被害の判定
1194 に要する期間を極力短くするよう努める~~ものとする~~。
- 1195
1196 （6）その他
1197 届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及
1198 ぼすかどうかの判定を順次行うよう努める~~ものとする~~。
- 1199
1200 2 種類名証明書の添付を要しない生物
1201 （1）選定に係る考え方
1202 特定外来生物等に該当しないことを外見から容易に判別することができる生物は、
1203 種類名証明書の添付を要しない。そのような生物としては、外来生物であるか外来生
1204 物であるかを問わず、原則として特定外来生物が属する属以外の生物を選定し、また、
1205 必要に応じ特定外来生物が属する属の中の生物からも選定する。この選定に当たっ
1206 ては、税関等での水際規制の実効性を高めるために、関税定率法（明治43年法律第54
1207 号）に基づく関税率表等の区分の採用が合理的である場合は、当該区分の活用を図る。
1208 特定外来生物、未判定外来生物及び証明書添付不要生物の選定は、同時に、かつ、

1209 相互調整しつつ行うこととする。

1210 さらに、学識経験者の協力を得て、関係府省が連携し、外来生物の種類名同定のため
1211 のデータベースの構築、識別マニュアルの整備等を行うことにより、税関等におけ
1212 る審査の円滑化を図るよう努める。

1213

1214 (2) 証明書の発行

1215 種類名証明書の発行について、外国の政府機関の協力を得るよう努めるとともに、
1216 他の法令又は各種条約に基づき発行される既存の証明書類又は、政府機関と同等の知
1217 見と公平さを有する組織が発行する証明書類を本法で認める証明書として活用し、輸
1218 入者の負担が過度に増加しないよう配慮するものとする。

1219 また、外国において証明書を発行できない場合には、主務大臣の指定する国内の機
1220 関が種類名証明書を発行する体制を整備するよう努める。

1221

1222 3 科学的知見の充実

1223 外来生物の対応施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物の特性及
1224 び導入により影響を受ける生態系に関する科学的知見の充実が重要である。このため、
1225 関係府省、地方公共団体、学識経験者、民間団体等と連携し、外来生物の分布情報等
1226 を収集して幅広く提供するとともに、生態的特性に関する調査の実施、外来生物によ
1227 る被害を評価する技術、外来生物を簡易的に判別する技術及び防除手法の技術の開発
1228 など施策推進に必要な各分野の調査研究を実用可能性に留意しつつ推進し、効果的・
1229 効率的な防除への活用を図る。また、地方公共団体及び民間団体等が各地域で知
1230 見の集積及び調査研究を進めることも重要であり、国はそのような取組を促進するよ
1231 う努めるものとする。

1232 調査研究に際しては、国内においてだけでなく、外来生物問題が国際的な野生生物
1233 の移動に起因することを踏まえ、外国政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報
1234 交換を進め、科学的知見のをより一層の充実させるため取り組む。に努めていくもの
1235 とする。

1236 外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努
1237 めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集の
1238 ための監視体制を専門家を含む地域の協力を得て構築していくことが必要重要であ
1239 る。

1240

1241 4 国際協力の推進

1242 特定外来生物に対して、当該特定外来生物が生息又は生育している国において、我
1243 が国に導入されないような措置を講ずることが、特定外来生物による生態系等に係る
1244 被害を防止するために極めて有効である。

1245 特に、国外から貨物に付着等することにより非意図的に我が国に導入される特定外
1246 来生物に対して、国内に導入されてから対応するよりも我が国への導入自体を防ぐ方

1247 が被害防止のためにはより確実な手段である。このため、特定外来生物が付着等する
1248 貨物の輸出国において付着等を防止する措置を講ずることも重要である。

1249 また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外
1250 来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に導入されるもの
1251 だけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要である。

1252 このような取組を行うため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関し
1253 て、他国との連携協力が不可欠となることから、国が各国との国際協力の推進を率先
1254 して進めるよう努める。

1255

1256 5-4 国民の知識と理解の増進

1257 外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の外来生物に係る知識や理解と協
1258 力が不可欠である。このため、あらゆる機会や様々な方法を活用して、特に、地域固
1259 有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の
1260 未然の防止及び生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要
1261 性のほか、規制や防除の対象となる特定外来生物や外来生物の適切な取扱い等につい
1262 て、国民に対し普及啓発を図る。また、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対
1263 しては、法律の仕組みや具体的に取り組むべき措置を明らかにしていくなどにより、より
1264 効果的な普及啓発を進める。

1265 さらに、学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、外来
1266 生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供などを行うとともに、動
1267 植物園、水族館、自然系博物館などの各種教育・研究機関との連携を推進し、国民の
1268 知識と理解の増進に取り組む。

1269 また、地域における自然環境や外来生物の生息・生育等の状況、地域の実情に応じ
1270 た各種教育や普及啓発に取り組むことが効果的であることから、地方公共団体におい
1271 ては、国が実施する施策と相まった国民の知識と理解の増進に取り組むよう努める。

1272 外来生物と同様にその地域の生態系に被害を及ぼすおそれがある国内由来の外来
1273 種等を取り巻く課題も重要であることから、こうした取組を進める際には、外来種全
1274 体の課題として普及啓発を行うことにより、総合的な外来種対策を推進する。

1275

1276 6-5 その他

1277

1278 —(1) 外来生物対策の総合的な推進

1279 —我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見
1280 を定期的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生
1281 物の選定等についての検討を適切に行うこととする。また、外来生物対策の基本的な
1282 考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る行動の指針及び国における具体
1283 的な施策等の行動計画を示すこと等により、我が国における外来生物対策の総合的な
1284 推進に努めるものとする。

1285

1286 ~~-(2)-~~ (1) 非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方

1287 輸入通関時の輸入品等の検査等で発見される場合を除き、特定外来生物が人体や物
1288 資に付着あるいは物資に混入するなどして、輸入、飼養等その他の取扱いの意思なく
1289 導入される可能性があり、これらによる生態系等への被害が生じるおそれがあれば防
1290 除等の対応が必要である。このため、主要な空港及び港湾周辺において、新たに野外
1291 に定着した特定外来生物を把握するための定期的なモニタリングを推進する。あわせ
1292 て、特定外来生物の付着等又は混入が確認された輸入品等の生産地、輸出国、品目等
1293 の傾向、付着等又は混入の危険性が非常に高い輸入品等の生産及び流通等の状況並び
1294 に海外における特定外来生物の分布状況を調査することにより、特定外来生物の非意
1295 図的な導入の経路及び定着状況の把握に努める。また、被害が生じ、又は生じるおそ
1296 れがある場合は、必要に応じ、関係者の協力を得て、非意図的な導入を軽減又は防止
1297 する措置等を実施するほか、防除等の措置を講じる。

1298 なお、バラスト水に含まれる生物の移動に関しては、船舶バラスト水規制管理条約
1299 に基づく規制が本法とは別に対応されており、本法で対象とするものではないが、海
1300 域において特定外来生物の存在が確認された場合には、本基本方針の考え方に基づき、
1301 必要に応じて防除等の措置を検討することとする。

1302

1303 ~~-(3)-~~ (2) 動物の取扱いに係る考え方

1304 特定外来生物に指定された動物について、輸入、飼養等その他の取扱い又は防除を
1305 行う際には、それが命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及び管理に関する
1306 法律（昭和 48 年法律第 105 号）の考え方に沿った適切な方法により個体の取扱いを
1307 行うよう留意する。

1308

1309 ~~-(4)-~~ (3) 経過措置の考え方

1310 特定外来生物が指定された際、既に当該特定外来生物を飼養等している者について、
1311 当該飼養等を継続するための諸手続に関し、必要に応じ経過措置を設けるものとする。